

## 市第70号議案

### 横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項中「1,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に改め、「住室の数」の次に「（床面積が30平方メートル以下の住戸又は住室（以下「小規模住戸等」という。）を有する建築物にあっては、小規模住戸等の数に3分の1を乗じた数に小規模住戸等以外の住戸又は住室の数を加えた数）」を加え、同項の表中「5/10」及び「4/10」を「3/10」に、「2/10」を「1/10」に改め、同条第4項中「10分の5」を「10分の3」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

共同住宅等の駐車施設について、設置に係る基準及び確保すべき駐車台数の基準を緩和するため、横浜市建築基準条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（用途地域内における敷地の駐車施設）

第4条の3 共同住宅、長屋、寄宿舍（規則で定めるものを除く。）及び下宿の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の住居の用に供する部分の床面積の合計の和をいう。）が $\frac{2,000 \text{ 平方メートル}}{1,000 \text{ 平方メートル}}$ を超えるものの敷地には、自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設け、当該駐車施設において駐車することができる自動車の台数の当該建築物の住戸又は住室の数 （床面積が30平方メートル以下の住戸又は住室（以下「小規模住戸等」という。）を有する建築物にあっては、小規模住戸等の数に3分の1を乗じた数に小規模住戸等以外の住戸又は住室の数を加えた数） に対する割合（以下「駐車台数確保率」という。）を、都市計画法の規定により定められた用途地域のうち次の表に掲げる用途地域の区分に応じ、同表に掲げる数値としなければならない。

用 途 地 域	駐車台数確保率
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	$\frac{3}{5}$ 以上
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	$\frac{3}{5}$ 以上
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	$\frac{3}{4}$ 以上
近 隣 商 業 地 域	$\frac{1}{2}$ 以上

商 業 地 域	$\frac{1}{2} / \frac{10}{10}$ 以上
準 工 業 地 域	$\frac{3}{4} / \frac{10}{10}$ 以上
工 業 地 域	$\frac{3}{4} / \frac{10}{10}$ 以上

(第 2 項及び第 3 項省略)

- 4 建築物の敷地が第 1 項の規定による駐車台数確保率に関する制限を受ける地域と当該制限を受けない地域又は区域にわたる場合における当該敷地の駐車台数確保率については、当該制限を受けない地域又は区域について、 $\frac{10 \text{ 分の } 3}{10 \text{ 分の } 5}$  を当該地域又は区域の駐車台数確保率とみなして前項の規定を適用する。

(第 5 項及び第 6 項省略)